

第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

町民・事業者・町が協力して、良好な景観の形成に関する取組みを進めるために、下記のような届出対象行為、届出基準（案）を定めます。

1 景観計画区域内における届出対象行為（景観重点区域を除く）

届出を要する行為の内容	規 模
建築物の新築、増築、改築	建築面積 200 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
建築物の外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	建築面積 200 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
工作物の新設、増設、改築	高さ 10mを超えるもの又は建築面積 1,000 m ² 以上のもの
工作物の外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	高さ 10mを超えるもの又は建築面積 1,000 m ² 以上のもの
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積 又は貯蔵	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その 他の物件の堆積にあつては、規模が 1,000 m ² 又は高さ 3mを超えるもの

2 景観重点区域における届出対象行為

届出を要する行為の内容	規 模
建築物の新築、増築、改築	建築面積 100 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
建築物の外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	建築面積 100 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
工作物の新設、増設、改築	高さ 1.5mを超えるもの又は建築面積 10 m ² 以上のもの
工作物の外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	高さ 1.5mを超えるもの又は建築面積 10 m ² 以上のもの
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積 又は貯蔵	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その 他の物件の堆積にあつては、規模が 100 m ² 又 は高さ 3mを超えるもの

※工作物

工作物は以下に掲げるものとする。

- ① 塀、柵その他これらに類するもの

- ② 煙突、装飾塔、鉄塔その他これらに類するもの
- ③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱その他に類するもの
- ④ 石油タンク、ガスタンク、サイロその他これらに類するもの
- ⑤ ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類するもの
- ⑥ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの
- ⑦ 擁壁その他これらに類するもの
- ⑧ 電気供給のための電線類又は有線電気通信のための線路もしくは空中線形（その支持物を含む）
- ⑨ 携帯電話等電波塔
- ⑩ メガソーラーパネル

3 届出の必要のない行為（共通事項）

- ① 上記の規模に満たない行為
- ② 災害対策及び対応のために必要な応急措置的な行為
- ③ 森林の除・間伐や自家の生活の用に充てるために必要な竹木の伐採など、通常の管理行為・林業行為、軽易な行為